

議案第22号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の設定について

次のとおり地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例を設定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成19年3月8日

三朝町長 吉田秀光

三朝町条例第 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例

(三朝町表彰条例の一部改正)

第1条 三朝町表彰条例(昭和29年三朝町条例第52号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>第3条 功労表彰は、次の各号の1に該当する者に対してこれを行う。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>副町長(地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)による改正前の地方自治法(昭和22年法律第67号)第161条第2項に規定する助役を含む。以下同じ。)</u>、国民宿舎事業管理者及び教育長の職にあって、満20年以上在職した者</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>第4条 特別功労表彰は、<u>前条</u>の規定により功労表彰を受けたものであって、その功労が卓越した者に対してこれを行う。</p> <p>2 略</p> <p>第5条 善行表彰は、次の各号の1に該当する者に対してこれを行う。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> | <p>第3条 功労表彰は、次の各号の1に該当する者に対してこれを行う。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>助役、収入役、国民宿舎事業管理者及び教育長の職にあって、満20年以上在職した者</u></p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>第4条 特別功労表彰は、<u>前項</u>の規定により功労表彰を受けたものであって、その功労が卓越した者に対してこれを行う。</p> <p>2 略</p> <p>第5条 善行表彰は、次の各号の1に該当する者に対してこれを行う。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> |

| | |
|---|--|
| <p>(3) <u>副町長</u>、国民宿舎事業管理者及び教育長の職にあつて、満 10 年以上在職した者</p> <p>(4)～(8) 略</p> | <p>(3) <u>助役</u>、収入役、国民宿舎事業管理者及び教育長の職にあつて、満 10 年以上在職した者</p> <p>(4)～(8) 略</p> |
|---|--|

(三朝町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第2条 三朝町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（昭和45年三朝町条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | | | | | |
|--|-----------|------|---|---|------------|-----------|---|----|------|---|---|-----------|-----------|
| <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 204 条第 3 項の規定に基づき、次に掲げる特別職の職員で常勤のもの(以下「特別職の職員」という。)の給与及び旅費の支給について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>副町長</u></p> <p>別表第 1(第 3 条関係)</p> <table border="1" data-bbox="231 1417 782 1585"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>副町長</u></td> <td>642,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第 2(第 5 条関係)内国旅行の旅費</p> <p>1 鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料</p> | 職名 | 給料月額 | 略 | 略 | <u>副町長</u> | 642,000 円 | <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 204 条第 3 項の規定に基づき、次に掲げる特別職の職員で常勤のもの(以下「特別職の職員」という。)の給与及び旅費の支給について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>助役</u></p> <p>別表第 1(第 3 条関係)</p> <table border="1" data-bbox="861 1417 1412 1585"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>助役</u></td> <td>642,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第 2(第 5 条関係)内国旅行の旅費</p> <p>1 鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料</p> | 職名 | 給料月額 | 略 | 略 | <u>助役</u> | 642,000 円 |
| 職名 | 給料月額 | | | | | | | | | | | | |
| 略 | 略 | | | | | | | | | | | | |
| <u>副町長</u> | 642,000 円 | | | | | | | | | | | | |
| 職名 | 給料月額 | | | | | | | | | | | | |
| 略 | 略 | | | | | | | | | | | | |
| <u>助役</u> | 642,000 円 | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|-----------|---|----------|---|
| 町長 副町長 | 略 | 町長 助役 | 略 |
| 2 移転料 | | 2 移転料 | |
| 略 | | 略 | |

(三朝町監査委員条例の一部改正)

第3条 三朝町監査委員条例(昭和45年三朝町条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

| 改正後 | 改正前 |
|-------------------------------|--|
| (趣旨) 第1条 略 | (趣旨) 第1条 略 |
| 第2条 削除 (議員のうちから選任する監査委員の数) | <u>(監査委員の定数)</u> 第2条 <u>本町の監査委員の定数は、2人とする。</u> (議員のうちから選任する監査委員の数) |
| 第3条 略 | 第3条 略 |

(三朝町に収入役を置かない条例の廃止)

第4条 三朝町に収入役を置かない条例(平成14年三朝町条例第19号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。